

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

第三条第一項第一号中「及び準住居地域。」を「準住居地域及び田園住居地域。」に改める。

第六条第一項の表一の項中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

第三十八条中「及び準住居地域（」を「準住居地域及び田園住居地域（」に改める。
別表の五の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表の七の項中「一万五千円」を「一万三千円」に改め、同表の備考六中「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表の備考九中「八千円」を「八千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。